

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂（案）

## 第3章 様々な人権分野

平成27年6月26日  
人権・同和対策課

# 目 次

## —第3次改訂 素案—

### 第3章 分野別施策の推進

1 同和問題	··· P1
2 男女共同参画に関する人権問題	··· P3
3 障がいのある人の人権問題	··· P5
4 子どもの人権問題	··· P6
5 高齢者の人権問題	··· P7
6 外国人の人権問題	··· P8
7 病気にかかわる人の人権問題	··· P9
8 刑を終えて出所した人の人権問題	··· P10
9 犯罪被害者等の人権問題	··· P11
10 性的マイノリティの人権問題	··· P12
11 非正規雇用等による生活困難者の人権問題	··· P13
12 個人のプライバシーの保護	··· P14
13 インターネットにおける人権問題	··· P15
14 ユニバーサルデザインの推進	··· P16
15 様々な人権問題	··· P17
基本的な施策方向項目立	··· p19

## 1 同和問題

### 【現状と課題】

- 人種差別撤廃委員会に設置されている「人権の促進及び保護に関する小委員会」において、平成12（2000）年8月に「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択され、同小委員会は、関係政府に対して職業及び世系に関する差別を禁止し、救済を図るために措置をとること、また、差別行為に対して刑事罰を含む処罰・制裁を行うことなどを勧告しました。
- 人種差別撤廃条約に基づき日本が提出した定期報告書に対する人種差別撤廃委員会の総括所見（平成13（2001）年3月に採択）では、上記決議の「世系」の文言に部落の人々が含まれていることを掲げ、部落差別撤廃のための取組を行うよう勧告しています。
- さらに、同委員会は、人種差別撤廃条約の対象に、日本の部落差別が含まれることを強く示唆する内容の一般的勧告を平成14（2002）年8月にも行い、日本に対し部落差別をなくすための法的行政措置をとるよう求めています。
- 平成22（2010）年4月には、政府の中に部落問題を取り扱う機構を設置することや戸籍の不正取得を厳しく禁止するなどの法整備を行うよう勧告しています。
- 昭和40（1965）年の「同和対策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に同和対策事業特別措置法が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 33年間継続された「特別措置法」は、平成14（2002）年3月末をもって失効しましたが、県では、平成14（2002）年2月に「今後の同和対策のあり方」を定め、同和地区の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきているが、「差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について、適切に対応していく」とこととし、その後も同和行政を積極的に推進しています。
- 平成26（2014）年に実施した県民意識調査の結果では、「県内に存在していると思う人権問題について」との問い合わせに対し、「同和問題であること」が最多（57.8%）であった。  
「部落差別の現状に対する考え方」については、「差別意識が現存している」又は「差別意識は解消されていない」との回答が全体の半数を超える52.3%あった。  
また、「同和地区にある物件に対する忌避意識(避けようとする意識)」については、19.7%が「物件が同和地区にあったら避ける」と回答した一方で、逆に「物件が同和地区にあっても、条件があればこだわらない」と回答した人は44.8%にとどまっており、県民の同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえます。  
また、子どもが結婚する際に相手の身元調査を行うことについて、「やむを得ないと思う」「どちらかといえばそう思う」と、身元調査を容認する県民が32.3%にのぼり、結婚問題についての差別意識がなお存在しています。
- 同和地区かどうかの土地の問い合わせや、差別発言などが県に報告されているほか、インターネット上で

の差別を助長する行為も依然として行われており、被差別の立場の人々の心を傷つけています。

○差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得について、平成20年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しました。全国的に不正取得をしていた調査会社が、平成23年から24年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していましたことが分かっています。このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に住民票等の写しを交付した場合に、本人にその事実をお知らせする「本人通知制度」の導入が進み、鳥取県では事前登録型の本人通知制度を平成25年8月1日をもって全市町村導入済みです。

## 2 男女共同参画に関する人権

### 【現状と課題】

- 国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」等、男女間の暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規制に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度の整備を推進してきました。
- 本県では、平成12（2000）年「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を目指し、平成13（2001）年に「鳥取県男女共同参画計画」、平成18（2006）年に「第2次鳥取県男女共同参画計画」及び平成24（2012）年に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました。
- また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13（2001）年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援等の事業を実施しています。
- しかしながら、依然として、男女の固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度・慣行は解消されるに至っていません。
- 平成26（2014）年に実施した「鳥取県男女共同参画意識調査」では、社会通念、慣習やしきたりなどにおいて、「男性が優遇されている」と感じているのは、女性、男性とも7割以上で、「男性は仕事、女性は家庭」の考え方については過半数が賛成しています。
- ◇同年に実施した「鳥取県人権意識調査」では、男女の固定的な役割分担意識を押しつけることが課題であるとの回答が25.3%ありました。
- 女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けての機運の醸成、意識の浸透を図っていくことが重要となります。
- また、本県の女性の就業率は、平成22（2010）年国勢調査によると、50.1%で全国6位と上位になっていますが、出産、子育て期に就業を中断する女性の存在や、女性の賃金は男性の約7割にとどまるなど、依然として男女間の格差があります。
- 「鳥取県男女共同参画意識調査」によると、「職場」において男女とも6割以上が「男性が優遇されている」と感じており、「鳥取県人権意識調査」では、51.8%が結婚、出産、子育てにより女性が仕事を続けにくく感じています。
- 平成25（2013）年「雇用均等基本調査」によると、全国の男性の育児休業取得率は2.03%と低い水準であり、また、同年に実施した「鳥取県少子化アンケート」の結果では、子育てのための勤務時間の短縮や育児休業を気兼ねなく利用できる職場の雰囲気づくりが必要との回答が多く、男女が共に子育てを担うことができる職場環境の整備が必要です。
- 男女が働きやすく、仕事と子育て・介護など家庭の両立や地域参画できる環境づくりを進めて行くために、多様な働き方や地域での支え合いを推進していくことが重要となってきます。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害に関わる相談は、近年県内で900件近くにのぼり、多くの方が被害にあっています。
- 性暴力被害に関する法律は制定されておらず、性暴力被害者支援に関する仕組みが整備されていません。
- 性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。「鳥取県男女共同参画意識調査」によると、女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。

- 支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を与えてしまうケースがあり、関係機関も性暴力被害者に対する理解が不十分であることも課題です。
- DV、性暴力、ストーカー行為などの暴力は、性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で、重要な課題であり、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。
- 雇用の場面では、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントといった課題も表面化しており、妊娠・出産などに際して、社会的に不利益を被ることのないようになります。

### 3 障がいのある人の人権

#### 【現状と課題】

- 近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では、平成 19 年に同条約に署名しました。
- 同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。
- 平成 23 年には同条約の理念を踏まえた障害者基本法の改正が行われました。
- その後、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成 26 年 1 月、障害のある人の権利の実現のための措置について定めた同条約を批准しました。
- また、平成 24 年 10 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。
- また、障がい者の雇用状況ですが、平成 26 年 6 月 1 日現在で、従業員が 50 人以上の県内事業所の約 5 割が、障がい者法定雇用率（2.0%）を達成していません。平成 30 年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者のより一層の理解が求められます。
- 一方、県内の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の人数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。（※身体・知的は手帳所持者、精神は通院医療を受けている者）また、県内の発達障がいの診断を受けている幼児、児童・生徒の数も継続的に増加しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。
- 本県でも、この権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。
- こうした中、本県では、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指して「あいサポート運動」を平成 21 年に開始し、その取組は徐々に他の自治体にも広がりを見せており、全国にあいサポート者が約 25 万人（平成 27 年 4 月末現在）に増えてきており、こうした草の根的な活動を継続していく必要があります。
- また、鳥取県人権意識調査結果（平成 26 年 5 月）では、以下のような報告がなされています。  
障がいのある人の人権について、「障がいや障がいのある人への理解や認識が不十分」と回答した人が全体の約 5 割、各障がい別においても「障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発の推進が必要」と回答した人が全体の約 5 割あった。

## 4 子どもの人権

### 【現状と課題】

- 平成 6(1994) 年に「児童の権利に関する条約」を批准した後においても、なお、子どもの権利が尊重されていない状況が解消していないと考えられ、平成 22(2010) 年に国連・子どもの権利委員会から 3 回目の勧告があり、子どもの権利擁護について不十分な部分が指摘されています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25(2013) 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26（2014）年に施行されました。
- 経済的困窮、DV など様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
- 危険ドラッグは比較的若年層に広がっていると言われ、青少年、家族及び地域社会に対する啓発の強化、再乱用防止の徹底、危険ドラッグの規制強化が急務となっており、県では平成 26 (2014) 年に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、規制を強化しました。
- インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。
- 大津市の事件をきっかけに、平成 25 (2013) 年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。
- 県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」が策定されました。
- いじめ問題が大きな社会問題となった平成 24 年度は、いじめの認知件数が前年に比べ 4 倍と大きく増加しましたが、いじめ防止対策推進法制定を受けて、各学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組が今まで以上に行われるようになったことなどから、平成 25、26 年度のいじめ認知件数は平成 24 年度に比べ約 1/2 に減少しました。(平成 23 年度 78 件、平成 24 年度 313 件、平成 25 年度 157 件、平成 26 年度 141 件 (平成 26 年度は公立のみの数値))
- 様々な問題に直面している子どもたちのサポートをするスクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。
- 近年、児童生徒のいじめ・不登校等に係る問題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。

## 5 高齢者の人権

### 【現状と課題】

- 本県は、全国に先駆けて、高齢化が進み、平成26（2014）年4月時点の65歳以上の高齢者は、16万4千人、高齢化率は28.5%となっています。平成47（2035）年には高齢化率は35%にまで上昇すると見込まれ、要介護者や独居などの高齢者世帯が増加すると推測されています。また、県内には平成26（2014）年4月現在、少なくとも2万人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加する見込みです。（平成20年度約14千人、平成23年度約17千人）
- 加えて、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。
- このような中、近年、日常的金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用を必要とする判断能力が不十分な者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題などが増加しています。また、介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄や身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者的人権に関わる深刻な問題として表面化しています。
- 高齢者の総合相談は、各市町村の設置する地域包括支援センターが行っています。また、介護保険サービス上の苦情に対しては、国民健康保険連合会が窓口を設置して対応しています。必要な体制は整えられていますが、このような窓口の存在をさらに普及していくことが必要です。
- 高齢者の虐待について、平成25年度に県内の養介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が1件、養護者による虐待と判断された事例が80件ありました。  
高齢者虐待の防止に向けた対応については、独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成など、平成25年度の市町村における体制整備等の実施割合は73%と平成24年度の70%と比べて、徐々に整備が進んでいますが、県は市町村・地域包括支援センター、施設従事者等を対象とした研修の実施など、引き続き支援していく必要があります。
- 今後も継続して、高齢者的人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い需要が増大している成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努め、高齢者をみんなで支えあい、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる社会の構築に向けた取組を進めいく必要があります。

## 6：外国人の人権問題

### 【現状と課題】

- 県内には約3,800人の外国人が暮らしており、これは県人口の約0.7%となっています。その3分の1を韓国・朝鮮籍の人が占めており、多くは過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯によって我が国に定住されるようになった人たちです。
- 一方、留学・就学や教育・国際業務などをはじめとする様々な目的で県内に在住されている外国人の数は横ばい傾向にあります。県内企業での技能実習を目的とした中国からの外国人は減少傾向にあり、最近は東南アジアからの外国人が増加傾向にあります。また、米子・ソウル国際定期便や環日本海定期貨客船の就航、さらには大型クルーズ船の寄港等により一時的に県内に滞在する外国人観光客数が増加しています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取り組みを進めいく必要があり、県や市町村、(公財)鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベント等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていくよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、多言語による生活情報の提供、専門通訳ボランティアを派遣する等のコミュニケーション支援などに取り組んでいます。
- しかしながら、歴史的・地理的な関係が深いアジアの近隣諸国と日本との関係や韓国・朝鮮籍の人が日本で暮らすようになった歴史的経緯、その実情等、国際社会に対する認識は未だ十分とは言えない面もあり、最近では新たに「ヘイトスピーチ問題」なども生じています。また、様々な国の在住外国人の増加により日常生活に関わる様々な分野での問題も生じてきています。
- 一方、鳥取県人権意識調査によると、これら外国人が抱える様々な問題について県民の意識の薄さが目立ち、異文化理解に係る教育や在住外国人に対する施策を十分伝えていく必要も生じています。
- 外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていく多文化共生の社会づくりに努めることが必要です。

## 7 病気にかかる人の人権問題

○国内のHIV感染者及びエイズ患者は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。

しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常の生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになります。

したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への差別や偏見を解消し、安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

○「らい予防法の廃止に関する法律」を経て、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。

しかし、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者が安心して暮らすにはまだ充分ではありません。

「らい予防法の廃止に関する法律」を経て、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。

しかし、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への差別・偏見が存在しており、引き続き学習会の開催などの取組が必要です。

○難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたることから、難病患者が日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく、介護等の多くの負担が生じ、難病患者及びその家族の大きな肉体的・精神的負担が生じています。

難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって、思うように就労できない場合があります。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### 【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。
- 刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関、地域生活定着支援センターをはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）などの民間ボランティア、刑を終えて出所した人等の雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。
- しかしながら、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障がい者も数多く存在しています。
- そのため、高齢者などの中には出所しても生活困窮や孤立によって再犯に繋がっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。
- このようなことを踏まえ、県では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰の支援を推進しています。
- また、平成26（2014）年に実施した鳥取県人権意識調査では、全体の3割の人が刑を終えて出所した人の人権について問題点を問う設問に関して「わからない」と回答し、また、「刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進することが必要」との回答も約17%となっており、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

## 9 犯罪被害者等の人権問題

### 【現状と課題】

- 殺人、強盗、強姦等の犯罪や交通事故の発生件数は減少してきているものの、未だに多くの県民が被害者となっています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、マスメディアの報道取材によるプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害（二次被害）に苦しめられています。
- 鳥取県が平成26（2014）年に実施した「鳥取県人権意識調査」によると、犯罪被害者等の人権に関する特に問題があることとして、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言われたりする」48.5%、「精神的なショックにより日常生活に支障を生じる」45.6%が回答されています。
- とっとり被害者支援センターが平成20（2008）年6月に設立されてから7年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成24年は242件、平成25年は153件、平成26年は138件と減少傾向にあり、その存在が広く浸透していないように思われます。
- 被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには被害者支援の気運の醸成が不可欠であることから、県民一般、地域における被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
- さらに、とっとり被害者支援センターは、被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より被害者に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

※加害者家族の人権についての記載 要検討

## 10. 性的マイノリティの人権問題

### 【現状と課題】

- 性的マイノリティは「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。同性愛や性別に違和感を覚える人々や性同一性障害などの人々をいいます。  
「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」としている社会からみて少数者という意味です。
- 電通総研が2012年に約7万人を対象に実施した調査によると成人男女の5.2%が性的マイノリティであると推計されています。
- 性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が謂れのない差別や偏見を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。
- 平成25(2013)年に支援団体「いのちリスペクト。ホワイト・リボンキャンペーン」が行った「LGBTの学校生活に関する実態調査」においてLGBTの人の約7割がいじめや暴力にあった経験があるという結果があり、学校においては性的マイノリティの子どもがいじめの標的になりやすく、子どもの頃、いじめにあっていたという例が見られます。
- 平成26(2014)年に実施した鳥取県人権意識調査では、性的マイノリティの人権に関することで特に問題があると思うことを尋ねたところ、「性的マイノリティに対する認識が足りない」が約39%と最も多く、次いで「わからない」が38.8%となっています。また年齢層が高くなるほど「わからない」と答えた人の割合が高くなっています。
- 意識調査結果から性的マイノリティへの理解が進んでいないことや「男は男らしく、女は女らしく」といった考え方方が非常に根強いことがうかがえます。
- 海外では同性婚について1980年代から議論が始まり、1990年代から法的に整備され始め、2000年に入ってからオランダやベルギーのように同性婚を法的に認める国が出てきました。
- 日本においても渋谷区のように同性カップルを「結婚に相当する関係」と認めるなどの条例の制定や学校や職場において配慮をするなどの動きが少しずつではありますが進んできています。
- 多様な性のあり方があることをより多くの人が認識し、受容できるように啓発を行っていくことが必要です。

## 1.1 非正規雇用等による生活困難者の人権

### 【現状と課題】

- 平成25(2013)年国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は19.4%であり、平成24(2012)年の相対的貧困率は16.1%と国民の約6人に1人が貧困状態であることが示され、また、OECD調査においての相対的貧困率は1980年代半ばから上昇しており、日本において所得格差が生じていることを表しています。
- この原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、そして「賃金格差」が考えられます。  
賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象事業の拡大などによるコストの一層の縮減、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態(非正規雇用)が増加したことなどが挙げられ、昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金によるワーキングプアに苦しむ人が急増し、社会的に大きな問題となっています。
- このような不安定な雇用と低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等の生活困難が発生し、生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図つて再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていくことが必要です。
- こうした中、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題を支援することが可能になりました。
- 平成20年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所(19箇所)に設置されており、丁寧に就労支援を実施しています。
- 平成27(2015)年1月の全国調査によるとホームレスは6,541人となっており、平成23(2011)年の全国調査の10,890人と比較して減少していますが、その一方で、平均年齢が上がっており、また就労意欲の低下傾向が見られることから、ホームレスの自立が困難な状況になりつつあると考えられます。また、本県におけるホームレス数は、平成23(2011)年の全国調査では2人、平成27(2015)年の全国調査でも2人でした。(参考:平成15(2003)年の全国調査では13人)  
ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動や、通行人等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、関係機関と連携して適切に解決を図ることが必要です。
- 内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態にある推計数は、23～26万人とされています。
- 鳥取県では平成14(2002)年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成21(2009)年度よりこれらの事業を「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、実施しています。
- 近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。
- 一方で、当事者・家族の高齢化、ひきこもり期間の長期化等により、就労体験事業所の確保が困難になっています。
- ひきこもり状態の者への支援及びひきこもりについての正しい知識の普及啓発をよりすすめていくことが必要です。

## 12 個人のプライバシー保護

### 【現状と課題】

- 個人情報の保護に関する法律は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。
- 本県においても、平成11（1999）年3月鳥取県個人情報保護条例を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきました。
- その一方で、個人情報保護法の誤解や拡大解釈による、いわゆる過剰反応問題も指摘されています。過剰反応については、東日本大震災において要援護者の情報が提供されない等が問題となりました。その後、災害対策基本法に災害発生時の情報提供が明記されたこと等により、混乱は収束しつつあるといえますが、認知症行方不明者の情報提供等の問題も指摘されています。
- 現在の個人情報に関する課題としては、番号法の施行やパーソナルデータの活用に伴い、行政・民間とも今以上に個人情報の適正な管理が問われることとなるものと考えています。  
また、県における個人情報の取扱いについては、郵便物やメールの誤送付等により、個人情報漏洩事件が発生しており、条例のさらなる周知徹底と県職員の意識啓発が必要となっています。
- 実際に発生する苦情の中では、双方の思い違いや勘違い等によるものが相当多く、苦情処理という彈力的かつ迅速な対応は、現実的な問題解決にきわめて重要な役割を果たしており、また、事業者に対する消費者の不安、懸念の解消等の面からも有効と考えられます。迅速な解決を図る観点から、当事者間の解決を基本としつつ、多様なルートで苦情の解決を求められることが必要です。
- 就職や結婚などの際に、出身地、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査については、プライバシーの著しい侵害であることは明らかです。  
しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。

## 13 インターネットの人権

### 【現状と課題】

- 情報発信技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末も多様化（パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・音楽プレーヤーなど）しています。
- 倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシー侵害、名誉毀損、インターネットによる部落地名総鑑や児童ポルノ等が発生し、情報が瞬時に広範囲に広がり削除が難しいため影響が大きく、深刻な人権問題となっています。
- 平成26（2014）年に実施した鳥取県人権意識調査では、インターネット上の書き込み等で個人のプライバシーが守られていないと感じた事があるという回答が約27%ありました。また、インターネット上で問題があると思われることは「無断で他人のプライバシーに関することが掲載される」「他人を誹謗中傷する表現が掲載される」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」という回答が上位を占めました。
- 本県では、平成24（2012）年度に「小・中・高校生のケータイ・インターネット等の利用に関する実態調査」を実施しました。平成21（2009）年の調査と比べ、小・中・高校生とともに携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率が上がり、インターネットの利用が低年齢化しています。
- また、中・高校生の6割、小学生の4割が携帯電話（スマートフォンを含む）で何らかのトラブルを経験しているという結果も出ています。
- 他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。
- 教育現場では情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開していますが、保護者への啓発等家庭教育と連携した取組も必要です。

## 14：ユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

- ユニバーサルデザインとは、「障がい、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。
- もともと物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、社会の仕組みや制度づくりも含めて、地域社会全体にまで発展させていくこうとする動きが広がっています。
- ユニバーサルデザインは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれたがちですが、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方であり、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備に必要な考え方です。
- すなわち、ユニバーサルデザインを推進することは、一人ひとりが尊重され、すべての人が自己実現を可能とする社会の実現をめざすことにほかなりません。
  
- 本県では、ユニバーサルデザインの考え方の理解を図るため、平成17（2005）年より県民や企業等を対象とした講演会や研修会、啓発キャンペーン等を行っており、平成21（2009）年度から、児童生徒を対象とした出前授業を行っています。
- 県民が集まる公共施設などにおいてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設づくりや環境を推進しています。
- しかし、平成26年度実施の鳥取県人権意識調査によると、ユニバーサルデザインについて「内容・意味についてよく知っている」と答えた方は21.6%であり、理解度は決して高いとは言えません。
- より具体的な取組を進めていくため、平成26年（2014）度からは、カラーユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、情報が誰にでも伝わるよう配慮するカラーユニバーサルデザインの取組を進めています。
- 一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解するための取組が必要です。

## 15：様々な人権

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された松本京子さんを始め、拉致された疑いのある方が6名あり、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動を行っています。

また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている方が県内にも多く避難されており、誤解や偏見を恐れながら生活されています。全国的には、ヘイトスピーチなど新たな人権問題が発生しています。

私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。一人ひとりが多様性を認め合い、差別と偏見をなくしていくことが大切です。

### 【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

- 1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。
- 平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮当局側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていませんでした。
- 北朝鮮に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、平成27（2015）年2月現在で880人に上ります。
- 国は、平成18（2006）年、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを北朝鮮当局に強く要求してきました。
- 平成26（2014）年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施する意思を表明し、同年7月、特別調査委員会を立ち上げ調査を開始しました。これを受け、日本政府は対北朝鮮措置の一部を解除しました。
- 県では、拉致問題の早期解決を様々な機会をとらえて国に要望するとともに、「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示等を行い、県民に対する普及啓発につとめています。

### 【東日本大震災に起因する人権問題】

- 平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。
- 本県にも避難生活が長期化し、また避難者が誤解や偏見を恐れ、出身地や避難者であることを周囲に伏せながら生活している方もあります。

### 【アイヌの人々】

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府はいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化

が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

○また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

○政府は、平成 19（2007）年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成 20（2008）年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成 21（2009）年7月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成 22（2010）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

### 3 様々な分野における施策の基本的方向（項目立て）

- 各個別分野の「現状と課題」を参考に「施策の基本的方向」の項目立て（案）を作成
- 各分野の「相談体制」等についての記述は、第2章「相談・支援の充実」に総括して記入予定

第2次改訂 取組方針 項目		第3次改訂 施策の基本的方向 項目案	
<b>1 同和問題</b>			
1 教育・啓発の推進		1 教育・啓発の推進	
2 相談体制の充実		2 就労の支援	
3 同和地区の児童・生徒及び住民に対する学習支援		3 差別事象等への対応	
4 同和教育の実情に即した生活環境の改善		4 関係機関等との連携	
5 就労の支援			
6 同和地区の産業に対する支援			
7 えせ同和行為の排除			
<b>2 男女共同参画に関する人権問題</b>			
1 教育・啓発の推進		1 教育・啓発の推進	
2 相談体制の充実		2 女性の政策・方針決定過程への参画の推進	
3 女性の政策・方針決定過程への参画の推進		3 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進	
4 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進			
5 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進			
6 男女がともに担う家庭・地域生活の実現			
7 配偶者に対する暴力の根絶		4 ワーク・ライフ・バランスの推進	
8 少年少女が健やかに成長できる環境づくり		5 男女間における暴力の根絶	
9 女性が健康に生きるためにの支援			
<b>3 障がいのある人の人権問題</b>			
1 教育・啓発の推進		1 教育・啓発の推進	
2 自立支援を重視した相談体制		2 権利擁護の推進	
3 障がいのある人の地域生活以降に係る支援の充実		3 社会参加と雇用の推進	
4 権利擁護の推進		4 暮らしやすいまちづくりの推進	
5 障がいのある人の就労に対する支援の充実		5 特別支援教育の充実	
6 著らしやすいまちづくりの推進			
7 特別支援教育の充実			
8 精神障がいのある人の施策の充実			
<b>4 子どもの人権問題</b>			
1 教育・啓発の推進		1 教育・啓発の推進	
2 相談体制の充実		2 親になるための教育の推進	
3 生きる力の育成と親になるための教育の推進		3 児童虐待防止対策の充実	
4 児童虐待防止対策の充実		4 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進	
5 要保護児童・要支援家庭への取組の推進		5 青少年の健全な育成のための環境整備の推進	
6 子育てを支援する社会づくり		6 いじめ・暴力行為、不登校等への対応の充実	
7 母子保健・医療等の充実			
8 青少年の健全な育成のための環境整備の推進			
9 いじめ、校内暴力、不登校、少年非行等への対応の充実			
<b>5 高齢者の人権問題</b>			
1 教育・啓発の推進		1 教育・啓発の推進	
2 相談体制の充実		2 高齢者の社会参加・健康づくりの推進	
3 高齢者の社会参加の推進		3 福祉サービスの質の向上	
4 高齢者の就労促進		4 暮らしやすいまちづくりの推進（メモ：支え愛・権利擁護含む）	
5 医療・福祉サービスの質の向上			
6 暮らしやすいまちづくりの推進			
7 地域福祉の充実			

8	認知症関連施策の充実	5	認知症関連施策の充実
9	高齢者虐待への対応	6	高齢者虐待への対応
6	外国人の人権問題	1	教育・啓発の推進
1	教育・啓発の推進	2	生活情報の提供の充実
2	相談体制の充実	3	暮らしやすいまちづくりの推進
3	生活情報の提供の充実	4	外国人児童に対する教育の充実
4	医療、保健、福祉サービスの充実	5	外国人の社会参画の推進
5	就労環境の整備	1	教育・啓発の推進
6	住みやすい住宅環境の整備促進	2	プライバシーに配慮した医療環境の整備
7	外国人児童に対する教育の充実	3	HIV感染者、エイズ患者への支援
8	外国人の社会参画の推進	4	難病患者等への支援
7	病気につかれる人の人権問題	5	難病患者等への支援
1	教育・啓発の推進	1	教育・啓発の推進
2	相談体制の充実	2	更生保護事業の支援
3	医療における患者の自己決定	3	福祉サービスの迅速な提供
4	患者のプライバシー保護	1	教育・啓発の推進
5	ハンセン病回復者等への支援	2	被害者等に関する支援の充実
6	HIV感染者、エイズ患者への支援	1	教育・啓発の推進
7	難病患者等への支援	2	生活困難者への自立支援
8	刑を終えて出所した人の人権問題	3	生活困難者への就労支援
1	意識啓発の推進	1	教育・啓発の推進
2	更生保護事業の支援	2	相談体制の充実
3	福祉サービスの迅速な提供	3	被害者等に関する支援の充実
9	犯罪被害者等の人権問題	1	教育・啓発の推進
1	教育・啓発の推進	2	被害者等に関する支援の充実
2	相談訂正の充実	1	教育・啓発の推進
3	被害者等に関する支援の充実	2	生活困難者への就労支援
10	マイノリティの人権問題	1	教育・啓発の推進
1	教育啓発の充実	2	相談体制の充実
2	相談体制の充実	3	不必要な「性別」欄の削除
11	非正規雇用等による生活困難者の人権問題	1	教育・啓発の推進
1	生活困窮者への就労支援	2	生活困難者への自立支援
2	生活困難者への自立支援	3	生活困難者への就労支援
12	個人のプライバシーの保護	1	教育・啓発の推進
1	教育・啓発の推進	2	相談・苦情処理体制の充実
2	相談・苦情処理体制の充実	3	行政機関における適正な取り扱い
3	行政機関における適正な取り扱い	4	民間部門における適正な取り扱い
4	民間部門における適正な取り扱い	5	報道機関における個人情報の取り扱い
5	報道機関における個人情報の取り扱い	6	身元調査に関する啓発
6	身元調査に関する啓発	1	教育・啓発の推進
13	インターネットにおける人権問題	2	インターネット上での人権侵害行為への対応
1	教育・啓発の推進	3	青少年の健全な育成のための環境整備
2	相談体制の充実	1	教育・啓発の推進
3	インターネット上での人権侵害行為への対応	2	推進体制の促進
4	青少年の健全な育成のための環境整備		
4	インターネットにおける人権問題		